

はぐはぐひろば柏たなか乳幼児一時預かり施設使用料徴収業務委託契約書（案）

柏市を甲とし，●●●●●を乙とし，甲乙間において，次の条項により，委託契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は乙に対し，乙に業務委託した乳幼児一時預かりにおいて，柏市地域子育て支援施設条例（令和5年10月4日柏市条例第24号。）第7条3項に規定する一時預かり施設使用料（以下「使用料」という。）を徴収すること及びこれに伴う業務（以下「本件業務」という。）を行うことを委託し，乙はこれらが無償で行うことを承諾する。

（委託期間等）

第2条 乙が前条の規定により承諾した本件業務を行う期間（以下「委託期間」という。）は，令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（本件業務の内容）

第3条 本件業務の内容は，次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 乙は，キャッシュレス決済又は現金支払いを行う乳幼児一時預かり施設の利用者に対し，市が用意するキャッシュレス決済専用端末又は支払通知書及び釣銭を用いて，使用料を徴収する。
- (2) 乙は，使用料を納付した者に，キャッシュレス決済利用者には売上票等控えを交付し，現金支払い者には領収済通知書を交付する。
- (3) キャッシュレス決済利用者が領収書の交付を求めた場合は，市が指定する様式で領収書を作成し交付を行う。
- (4) 現金支払いがあった場合は，特別の事情がある場合を除くほか，当日又は翌日（その日が指定する金融機関の営業日でない日に当たる場合には，その日以降において最も近い指定する金融機関の営業日）に指定金融機関に納入を行い，領収書控え等を市に提出すること。

(5) その他業務内容の詳細については、別紙「柏市子育て支援事業委託（はぐはぐひろば柏たなか）仕様書」に従うこと。

（本件業務内容の変更）

第4条 甲又は乙において、本件業務の内容及び処理方法等を変更する必要があるときは、事前に甲乙で協議し合意の上、書面によりこれを定めるものとする。

（関係法令等の遵守）

第5条 甲及び乙は、関係法令等を遵守し、この契約書及び令和9年●月●日付けで甲乙間で締結した柏市子育て支援事業委託契約書（はぐはぐひろば柏たなか）（以下「事業委託契約書」という。）に基づき、双方協力して誠実に本件業務を履行しなければならない。

（報告書）

第6条 乙は、各月ごとに、当該月の徴収業務に係る次に掲げる事項を記載した報告書（以下「月次事業報告書」という。）を、当該月の翌月の10日までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。ただし、3月分の月次事業報告書については、当該月の最終日に甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

(1) 使用料の収入状況

(2) 業務の実態を把握するために必要なものとして甲が指示する事項

2 乙は、委託期間の末日に、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「年次事業報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

(1) 使用料の収入状況

(2) 業務の実態を把握するために必要なものとして甲が指示する事項

3 前2項の規定にかかわらず、月次事業報告書及び年次事業報告書については、事業委託契約書に基づく報告書と併せて提出しても差し支えないものとする。ただし、委託期間の途中においてこの契約を解除されたときは、乙は、その解除された日から起算して30日以内に、当該日までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。

(調査等)

第7条 前条に定めるもののほか、甲は業務の処理状況について乙に対して報告を求め、又は甲の職員に調査させることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、収納事務の全部又は一部を、第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保にしてはならない。

(損害金等の負担)

第10条 乙は、乙の故意又は過失により徴収すべき使用料に不足を生じたとき又は徴収した使用料を失ったときは、その賠償の責めを負うものとする。

2 前項に定めるもののほか、業務の実施に関して、乙の責めに帰する事由により生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の処理は、乙がその負担と責任において行うものとする。

3 乙は、業務の実施に関し損害を受けたときであっても、甲に対し、その賠償を請求しないものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による損害はこの限りではない。

(契約の解除)

第11条 甲は、柏市子育て支援事業委託契約（はぐはぐひろば柏たなか）を解除したときは、この契約を解除するものとする。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないで、この契約を解除することができる。

(1) 役員（支店の所長等を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和2年3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が運営に実質的に関与していると認めら

れるとき。

(3) 役員が自己，自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められるとき。

(4) 役員が，暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 乙は，下請負人（乙が業務を委任し，又は請け負わせた第三者をいう。以下同じ。）と下請負に係る契約を締結した後に当該下請負人が前項各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは，直ちに当該契約を解除しなければならない。

4 甲は，乙が下請負人が解除対象者であることを知りながら前項に規定する契約をしたとき，又は正当な理由がないのに同項の規定に反して当該契約を解除しないときは，この契約を解除することができる。

5 乙は，第1項から第4項までの規定によりこの契約を解除された場合において乙に増加費用等が生じても，甲に対し当該増加費用等の賠償を請求しないものとする。

6 乙は，第1項から第4項までの規定によりこの契約が解除されたときは，甲に生じた損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第12条 乙は，この契約を履行する上で知り得た甲の事務上の秘密を外部に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

（確認）

第13条 乙が行うこの契約の目的である給付の完了の甲による確認の時期は，令和12年3月31日とする。

（疑義の決定等）

第14条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については，甲乙協議の上，定めるも

のとする。

この契約の締結を証するため、甲及び乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和9年 月 日

柏市柏五丁目10番1号

甲 柏市
柏市長

乙